

保発0531第2号
令和6年5月31日

都道府県知事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」の一部改正について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任については、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（平成30年6月12日保発0612第2号厚生労働省保険局長通知。以下「当該通知」という。）により取り扱われているところであるが、今般、当該通知の一部を下記のとおり改正し、令和6年10月1日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

- 1 別添1の一部を次の表のように改正する。

新	旧
<p>別添 1</p> <p>受領委任の取扱規程</p> <p>第 1 章 総則 (略)</p> <p>第 2 章 契約 7～12 (略)</p> <p>(施術所の制限)</p> <p>13 受領委任の取扱いは、11 により承諾された施術所 (以下「承諾 施術所」という。) において行われる施術 (<u>訪問及び往療</u>を含む。) のみ認められること。</p> <p>施術管理者が承諾施術所以外の施術所において受領委任の取扱いを行う場合は、別途、7 及び 10 の手続を経て、厚生 (支) 局長及び都道府県知事から、受領委任の取扱いの承諾を受ける必要があること。</p> <p>14・15 (略)</p> <p>第 3 章 保険施術の取扱い (略)</p> <p>第 4 章 療養費の請求</p> <p>(申請書の作成)</p> <p>24 施術管理者は、保険者等に療養費を請求する場合は、次に掲げ</p>	<p>別添 1</p> <p>受領委任の取扱規程</p> <p>第 1 章 総則 (略)</p> <p>第 2 章 契約 7～12 (略)</p> <p>(施術所の制限)</p> <p>13 受領委任の取扱いは、11 により承諾された施術所 (以下「承諾 施術所」という。) において行われる施術 (<u>往療</u>を含む。) のみ認められること。</p> <p>施術管理者が承諾施術所以外の施術所において受領委任の取扱いを行う場合は、別途、7 及び 10 の手続を経て、厚生 (支) 局長及び都道府県知事から、受領委任の取扱いの承諾を受ける必要があること。</p> <p>14・15 (略)</p> <p>第 3 章 保険施術の取扱い (略)</p> <p>第 4 章 療養費の請求</p> <p>(申請書の作成)</p> <p>24 施術管理者は、保険者等に療養費を請求する場合は、次に掲げ</p>

る方式により療養費支給申請書（以下「申請書」という。）を作成し、速やかな請求に努めること。

(1)～(6) (略)

(7) 施術管理者は、訪問施術料又は往療料を請求する申請書について、施術者が訪問又は往療した日付、同一日同一建物への訪問かどうか、同一日同一建物への訪問の場合に訪問施術料を算定しているか否か、施術者名、施術した場所及び訪問又は往療が必要な理由並びに要介護度が分かる場合は要介護度を申請書に記入すること。

(8)～(11) (略)

25・26 (略)

第5章～第7章 (略)

第8章 指導・監査

39・40 (略)

41 保険者等又は審査会は、療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうかを確認するために施術の事実等を確認する必要がある場合には、施術管理者に対して、領収証の発行履歴や来院簿その他通院又は訪問若しくは往療の履歴が分かる資料（受領委任の契約に係る委任をしている保険者等に関するものに限る。）の提示及び閲覧を求めることができ、当該求めを受けた施術管理者はこれに応じる義務を負うこと。

42・43 (略)

る方式により療養費支給申請書（以下「申請書」という。）を作成し、速やかな請求に努めること。

(1)～(6) (略)

(7) 施術管理者は、往療料を請求する申請書について、施術者が往療した日付、同一日同一建物への往療かどうか、同一日同一建物への往療の場合に往療料を算定しているか否か、施術者名、往療の起点、施術した場所及び往療が必要な理由並びに要介護度が分かる場合は要介護度を記入した様式第7号による往療内訳表を添付すること。

(8)～(11) (略)

25・26 (略)

第5章～第7章 (略)

第8章 指導・監査

39・40 (略)

41 保険者等又は審査会は、療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうかを確認するために施術の事実等を確認する必要がある場合には、施術管理者に対して、領収証の発行履歴や来院簿その他通院又は往療の履歴が分かる資料（受領委任の契約に係る委任をしている保険者等に関するものに限る。）の提示及び閲覧を求めることができ、当該求めを受けた施術管理者はこれに応じる義務を負うこと。

42・43 (略)

第9章 長期・頻回な施術について（個々の患者ごとの支払方法の変更）（略）

第10章 その他

47～49 （略）

50 （削除）

第9章 長期・頻回な施術について（個々の患者ごとの支払方法の変更）（略）

第10章 その他

47～49 （略）

（検討）

50 本規程については、施行後、以下の項目について検討し、その結果を踏まえ見直しが行われるものであること。

施術管理者の登録を更新制とし、更新の際に研修受講を課す仕組みについて、現に施術を行っている施術所の施術者に対する影響や、新たに施術管理者となる者への研修の実施状況、さらに、施術者団体による自己研鑽のための研修の実施状況を踏まえながら、早期の導入に向けて、平成33年度中に結論を得るよう、検討する。

別添1 (様式第1号~様式第4号) (略)

別添1 (様式第5号)

一部負担金明細書
(はり・きゆう (1日分) 用)

様

施術内容欄	初検料	円
	通所 <small>（はり・きゆう、電療併用時）</small>	円
	訪問施術料1 <small>（はり・きゆう、電療併用時）</small>	円
	訪問施術料2 <small>（はり・きゆう、電療併用時）</small>	円
	訪問施術料3 (3人~9人) <small>（はり・きゆう、電療併用時）</small>	円
	訪問施術料3 (10人以上) <small>（はり・きゆう、電療併用時）</small>	円
	電療料	円
	特別地域加算	円
	往療料	円
	施術報告書交付料	円
	合計	円
	一部負担金	円
	保険請求額	円

年 月 日

施術所名

住所

氏名 _____

別添1 (様式第1号~様式第4号) (略)

別添1 (様式第5号)

一部負担金明細書
(はり・きゆう (1日分) 用)

様

施術内容欄	初検料	円	
	施術料	はり	円
		きゆう	円
		はり・きゆう併用	円
		電療料	円
	往療料	円	
	施術報告書交付料	円	
合計	円		
一部負担金	円		
保険請求額	円		

年 月 日

施術所名

住所

氏名 _____

別添1 (様式第5号)

一部負担金明細書
(あんま・マッサージ (1日分) 用)

様

施 術 内 容 欄	通所	円
	訪問施術料 1	円
	訪問施術料 2	円
	訪問施術料 3 (10人~20人)	円
	訪問施術料 3 (20人以上)	円
	変形徒手矯正術施術	円
	温電法	円
	温電法・電気光線器具	円
	特別地域加算	円
	往療料	円
	施術報告書交付料	円
	合計	円
	一部負担金	円
保険請求額	円	

年 月 日

施術所名

住所

氏名

別添1 (様式第5号)

一部負担金明細書
(あんま・マッサージ (1日分) 用)

様

施 術 内 容 欄	マッサージ施術	円
	変形徒手矯正術施術	円
	温電法	円
	温電法・電気光線器具	円
	往療料	円
	施術報告書交付料	円
	合計	円
一部負担金	円	
保険請求額	円	

年 月 日

施術所名

住所

氏名

別添1 (様式第5号の2)

一部負担金明細書
(あんま・マッサージ (1か月分) 用)

様

年 月分

施術日数 日

施術内容欄	通所	回	円
	訪問施術料 1	回	円
	訪問施術料 2	回	円
	訪問施術料 3 (3人~9人)	回	円
	訪問施術料 3 (10人以上)	回	円
	変形徒手矯正術施術	回	円
	温電法	回	円
	温電法・電気光線器具	回	円
	特別地域加算	回	円
	往療料	回	円
	施術報告書交付料	回	円
合計		円	
一部負担金		円	
保険請求額		円	

年 月 日

施術所名

住所

氏名 _____

別添1 (様式第5号の2)

一部負担金明細書
(あんま・マッサージ (1か月分) 用)

様

年 月分

施術日数 日

施術内容欄	マッサージ施術	回	円
	変形徒手矯正術施術	回	円
	温電法	回	円
	温電法・電気光線器具	回	円
	往療料	回	円
	施術報告書交付料	回	円
合計		円	
一部負担金		円	
保険請求額		円	

年 月 日

施術所名

住所

氏名 _____

(削除)

別添1 (様式第7号)

往療内訳表

月分 出張専門の施術者の場合 () (患者氏名:)

日付	同一日・ 同一建物 記入欄	施術者名	往療の起点	施術した場所
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				

往療を必要とする理由 介護保険の要介護度 () 分かれば記載下さい

1. 独歩による公共交通機関を使つての外出が困難
2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難
3. その他
()

注・同上的場合は、「同上」や「〃」との記載で差し支えない。
・同一日・同一建物記入欄には、同一日に同一建物への往療に該当する場合であつて、当該患者について往療料を算定している場合には「◎」を、算定していない場合には「○」を記入すること。
・往療の起点については、個人宅は丁目までの記載で可とする。
・個人情報の取り扱いには、十分注意すること。
・出張専門の施術者の場合は、「出張専門の施術者の場合 ()」に「○」を記入すること。